

災害時における被災者等の移動手段の確保 に関する協定

令和 8 年 10 月 9 日

神奈川県

一般社団法人日本カーシェアリング協会

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）時における県内の被災者、被災地で活動するボランティア団体及びボランティアセンター（以下「被災者等」という。）の移動手段の確保に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等が発生した場合に、甲及び乙が連携して被災者等の円滑な移動手段を確保すること等により、県民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、甲又は神奈川県内の市町村において、乙に対し協力の要請が必要となった場合、協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、電話等により協力要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲と連携のうえ、被災者等に対する自動車の無償貸与事業（以下「貸与事業」という。）を可能な範囲で実施するものとする。

2 甲は、乙が貸与事業を円滑に実施できるよう、実施場所の確保に努めるとともに、関係する市町村又は関係団体に対して協力を求めるものとする。

3 甲及び乙は、貸与事業の運営に必要な事項について相互に協力するとともに、必要に応じ、市町村又は関係団体に協力を求めるものとする。

4 甲及び乙は、貸与事業を円滑にかつ効果的に遂行するため、平時から、同事業について県民に広く周知するほか、市町村及び関係機関との協力体制の構築に努めるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務の実施について検討し、可能な限り協力を行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、本協定に基づく協力を行ったときは、甲に対して、実施報告書（様式第2号）により実施報告を行うものとする。

（被災者等の自動車使用料）

第6条 被災者等の自動車使用料等の費用は乙が定める利用規約に準拠するものとする。

2 前項の費用や内容については、利用規約に記載された範囲内で適用されるものとし、利用者はこれを遵守するものとする。

（費用負担）

第7条 第2条の要請に基づき乙が実施した事業に要する費用は、乙の負担とする。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（連絡体制の整備）

第9条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、連絡担当者名簿（様式第3号）により、相互に報告するものとする。

2 前項に変更が生じた場合は、速やかに通知することとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前項の規定に関わらず、本協定を直ちに終了することができる。

3 甲は、前項の規定により、本協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年10月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 宮城県石巻市駅前北通り1丁目5番23号
一般社団法人日本カーシェアリング協会
代表理事 吉 澤 武 彦